

第Ⅵ章 結 語

東院庭園地区の12次にわたる発掘調査の成果については以上に述べてきた。ここでは遺構と遺物について、今後の課題を含めながら簡単にまとめてみたい。

1 遺構変遷とその年代

東院庭園地区の遺構については、園池に最下層園池SG5800X、下層園池SG5800A、上層園池SG5800Bという重複が認められることから、園池の重複を基本とし、他の遺構も3時期に区分した。このうち、上層園池SG5800Bの時期については建物や給・排水溝の重複関係からさらに3小期に細分した。

第Ⅰ期は最下層園池SG5800Xの時期である。最下層園池については下層園池や上層園池を保存する為に、十分な発掘調査は行われなかった。トレンチ調査などで得られた断片的な資料から、その平面形は単純な逆L字形をなし、岬などの出入りもなく汀線は直線的になるものと推定した。給水溝など園池の付属施設も未確認なものが多く、さらに、東院庭園地区を区画する明確な施設も認められず、南面や東面の宮大垣も未完成であったと考えられる。これらの点から、最下層園池の評価については意見のわかれるところであった。

第Ⅱ期は下層園池SG5800Aの時期である。下層園池SG5800Aは最下層園池SG5800Xの位置や規模を踏襲している。護岸には人頭大の玉石を用い、新たに岬などを設け、汀線はやや曲線的となる。この段階で、南面大垣や東面大垣にとりつくように、南北塀、東西塀、斜行溝が設けられ、東院庭園地区ははじめて明確に区画されるようになる。さらに、園池の給・排水系統も確立し、園池の周囲には建物が配置され、庭園としての完成した姿を見せる。また、園池の西岸北半には石組蛇行溝が配置されることから、曲水宴なども行われたことが推定され、東院庭園の具体的な使用実態の一端が明らかとなった。

第Ⅲ期は上層園池SG5800Bの時期である。上層園池SG5800Bは、下層園池SG5800Aを埋めた後につくられる。新たに園池の東北部を拡張し、中島、築山を設け、岬の数をふやし、汀線はこれまで以上に出入りの多い湾曲したものとなる。また、池底や洲浜に拳大の礫を用い、景石を配するようになる。このような園池の大改造に伴って、東院庭園地区の区画塀や給・排水系統も改められ、建物もその位置を変え、橋を新設するなど、第Ⅱ期とは庭園のデザインや利用形態が大きく変更されていることが判明した。

以上のように、東院庭園はその位置を踏襲しながらも、各時期においてその様相を変化させていったのである。このような変化の中で、特に第Ⅱ期から第Ⅲ期へ転換は、日本庭園史上の画期として評価できよう。

各時期における造営年代は、出土遺物や文献史料などを検討し、第Ⅰ期は和銅6年(713)～養老4年(720)頃、第Ⅱ期は養老4年頃～神護景雲元年(767)頃、第Ⅲ-Ⅰ期は神護景雲

元年頃～宝亀3年（772）頃、第Ⅲ－2期は宝亀3年頃～宝亀年間後半（775～781）、第Ⅲ－3期は宝亀年間後半～延暦3年（784）頃に比定した。

しかし、平城京廢都に伴って園池が直ちに埋没していくものではない。大垣や東院庭園を区画する塀は廢都に伴って間もなく廢絶したが、園池や建物の一部については、ある一定期間存続していた可能性は高い。

これらの年代比定の中で、第Ⅱ期が長期にわたっている点が問題として残される。遺構的には、第Ⅱ期遺構の細分の可能性も残るが、敢えて細分を行わなかった。出土土器や瓦の分析からは、この間に東面大垣や南面大垣が平城宮遷都（745年）後に改修されていることが指摘されている。第Ⅱ期が長期にわたることの背景の一つとしては、平城宮遷都、遷都といった当時の社会状況の変化を考慮すべきであろう。

また、第Ⅲ期は短期間にもかかわらず3小期に細分した。東院庭園が、称徳天皇による「東院玉殿」、光仁天皇による「楊梅宮」の造営と密接に関わっていたことを示すものであろう。

2 遺 物

東院庭園地区からの出土遺物には、木簡、瓦・磚類、土器・土製品、木製品、銭貨、金属製品、石製品、鍛冶・鑄造関係遺物、漆膜、木炭、建築部材など多様なものがある。これらの遺物の種類は、量はともかくとして平城宮の他の地区の発掘調査で出土する遺物の種類に劣るものではない。しかし、遺物の年代について検討すると、土器や木製品の出土量の大半は、園池SG5800Bの埋没が始まった平安時代の9世紀中頃以降と考えられた。従って、瓦・磚類や木簡の一部を除けば、奈良時代の東院庭園地区の遺物の出土量は、少量であり、出土遺物から、東院庭園で行われたであろう儀式・宴等についての実態を具体的に把握することは困難であった。逆にこのことは、奈良時代の東院庭園が徹底して管理、維持されていたことを示すものであろう。

出土瓦は、一部に奈良時代に先行する瓦や中世の瓦が含まれるものの、基本的には奈良時代の瓦であり、平安時代の瓦は認められない。瓦の出土状況の分析から、南面大垣SA5505や東面大垣SA5900は他の地区の宮大垣同様に総瓦葺であることと、東院庭園地区内の主要建物は総瓦葺建であった可能性は低いとの結論を得た。なお、東院地区には、屋根を施釉瓦で葺いた『東院玉殿』の存在が従来より推定されている。『東院玉殿』所用瓦は、軒丸瓦6151型式と軒平瓦6760型式がセットになるものと考えられているが、東院庭園地区からはこの型式の施釉品は出土しなかった。

一方、上層園池SG5800B出土土器には、9世紀中頃から10世紀以降の時期の土器が含まれており、出土遺物が一度に投棄されたものではないことを示している。土器の出土状況の分析からは、投棄が園池の東北の方向から始まったことが明らかになった。土器には、当時一般的に使用されていた土師器、須恵器、黒色土器に加えて、灰釉陶器や緑釉陶器などの施釉陶器が少なからず含まれている。なかでも、器種的には、香炉、浄瓶、水瓶、鉢などのように仏器的な性格を示す器種が出土しており、今後、周辺地域を含めて平城京廢都以降のこれらの使用者の実態解明が今後の課題として残される。